

青森県糖尿病対策推進会議設置要綱

(目的)

第1条 糖尿病予防対策の強化推進を図り、糖尿病予防・合併症の減少に向けた医療との連携、県民等に対する、メタボリック症候群の概念を取り入れた予防活動等の推進を図ることを目的とし、「青森県糖尿病対策推進会議」を設置するものである。

(実施主体)

第2条 本推進会議は前条の目的に賛同する団体をもって構成する。なお賛同のもとに協力団体を置くことができる。

(実施内容)

第3条 県と連携のもとに、関係団体と協力し包括的な予防対策の強化を図り、世界糖尿病デー等の実施により県民への、予防対策の重要性の啓発を進める。

(組織)

第4条 本推進会議は別紙の役員名簿の役員をもって構成する。

(役員)

第5条 本推進会議は会長、副会長、常任幹事を置く。

2. 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

(庶務)

第6条 本推進会議の庶務は、青森県医師会の事務局が担当する。

(その他)

第7条 その他事業の実施について必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

1. この要綱は平成18年7月5日から施行する。
2. 平成21年12月15日一部改訂
3. 平成22年9月14日一部改訂
3. 平成24年8月29日一部改訂